

SEITOKU 修学支援制度

(下例：大学の場合)

入学金減免 I 区分 30,000 円 II 区分 20,000 円 III 区分 10,000 円	+	授業料減免 I 区分 110,000 円 II 区分 73,400 円 III 区分 36,700 円	+	学費給付 I 区分 51,000 円 II 区分 34,000 円 III 区分 17,000 円	=	最大年額 191,000 円
--	---	---	---	---	---	-------------------------------------

※多子世帯

入学金減免 多子世帯は 一律 30,000 円	+	授業料減免 多子世帯は 一律 110,000 円	+	学費給付 I 区分 51,000 円 II 区分 34,000 円 III 区分 17,000 円 IV 区分 12,800 円 多子世帯 0 円	=	最大年額 191,000 円
--------------------------------------	---	---------------------------------------	---	---	---	-------------------------------------

【対象】

入学区分等	申請条件
① 令和 7 年度秋学期入学：1 年次入学生 ② 令和 6 年度以前秋学期入学：1 年次からの入学生	* 高等学校を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学に入学した日までの期間が 2 年を経過していない方 * 高等学校卒業程度認定試験合格者については、当該試験受験資格取得年度の初日から認定試験合格の日までの期間が 5 年を経過していない者（5 年を経過した後も毎年度認定試験を受験していた者も含む）であって、合格した年度の翌年度の末日から本学に入学した日までの期間が 2 年を経過していない方 ※就学支援を受けていた大学等から本学の 1 年次に入学する場合や、過去に認定取り消しを受けたことがある方は、対象とはなりません。
③ 令和 7 年度秋学期入学：3 年次編入学生 ④ 令和 6 年度以前秋学期入学：3 年次編入学生	* 「大学等における就学の支援に関する法律」第 7 条第 1 項の確認を受けた大学等及び法律に準じた就学支援を行っている大学等において授業料等の減免及び学資給付金の給付を受けていた学生が本学に転学・編入学した場合で、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から転学・編入学した日までの期間が 1 年を経過していない方

※この他、学力、収入、資産等の条件があります。詳細は次頁以降をご覧ください。

【令和 7 年度秋学期受付期間】

秋学期受付期間	令和 7 年 10 月 6 日（火）～令和 7 年 10 月 24 日（金）
---------	--

※春学期新生、及び春学期入学の在学生用の申請受付期間は、別途ご案内いたします。

【注意】

※本修学支援制度は国による「大学等における修学の支援に関する法律」と同じ内容の、本学独自の制度となります。

※正科生が対象となり、課程正科生・科目等履修生は対象にはなりません。申請要件詳細につきましては、次頁を参照ください。また、複数の大学・専門学校等に所属している方は、国による「大学等における修学の支援に関する法律」と同内容となりますため、いずれか1校での申請しかできません。複数校での申請をしないよう、ご注意願います。

※SEITOKU 指定施設推薦奨学制度と本制度を申請される場合、入学金の減免は重複適用できません。いずれか片方での減免となります。

※入学時に社会福祉士・精神保健福祉士受験資格取得における実習免除申請をされる場合、課程履修費は減額後の金額に適用されます。

※本修学支援金は入学手続き前には振り込みされません。入学時納付金（免許・資格取得希望者は課程履修費含む）はご自身での納入が必要となります。入学時の支援金につきましては、後期以降の学費に充当させていただきます。（残額が発生した場合は、希望者には卒業時に返金します）

令和7年度秋学期入学生は、本学通信教育部へ出願・入学許可を受けたうえ、以下の修学支援申請条件、全ての条件に該当しているかをご確認ください。また、在學生は、以下の修学支援申請条件、全ての条件に該当しているかをご確認ください。

〈修学支援申請条件〉下記①～⑤の各条件に該当している方

申請条件	申請条件詳細																																				
①本学入学までの期間	表紙【対象】条件参照																																				
②学業成績等	【1 年次入学生】下記①～③のいずれかに該当する方 ①高等学校における全履修科目（途中段階ではなく、卒業までの全ての成績における）の評定平均値が、5 段階評価で 3.5 以上である ②高等学校卒業程度認定試験の合格者である ③本学様式による「学修計画書」の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる 【在学生】下記①②のいずれかに該当する方 ①前年度までの学業成績（累積）において、標準単位数（＝卒業所要単位数÷就業年限×在籍年数 ☆）以上を修得し、その GPA が標準単位数以上を修得している学生のうち所属学科の上位 2 分の 1 ②修得単位数が標準単位数（＝卒業所要単位数÷就業年限×在籍年数）以上であり、本学様式による「学修計画書」の提出により、学修の意欲や目的、将来の人生設計等が確認できる（ただし、在学中の学業成績が 5 頁《修学支援をうけるにあたっての注意事項》の「廃止」の区分に該当する場合には対象とならない）																																				
③家計の経済状況等	学生本人と生計維持者それぞれについて、以下の計算式により算出された額を合算した額により、支援対象を第Ⅰ～Ⅲ区分に分けます。 下記計算式により、第Ⅰ～Ⅲ区分のいずれかに該当する方 【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6％－（調整控除の額＋税額調整額） <table><tr><th>区分</th><th>減免額算定基準額</th><th>減免額</th></tr><tr><td>第Ⅰ区分</td><td>100 円未満</td><td>満額（上限の範囲内）</td></tr><tr><td>第Ⅱ区分</td><td>100 円以上～25,600 円未満</td><td>第Ⅰ区分の減免額の 2/3</td></tr><tr><td>第Ⅲ区分</td><td>25,600 円以上～51,300 円未満</td><td>第Ⅰ区分の減免額の 1/3</td></tr></table> ※市町村民税所得割が非課税となる方（税額控除により市町村民税所得割が非課税となる場合は、必ずしも第Ⅰ区分に該当しない場合がある）を含む。 多子世帯（扶養の子どもが3人以上）の区分については、下表のとおりとする。なお、多子世帯における「扶養する子」は、原則として確定した税情報により確認するが、税情報に反映されない時期に出生した生計維持者の実子等を含めることとする。 <table><tr><th>区分</th><th>減免額算定基準額</th><th>授業料等減免額</th><th>学資支給額</th></tr><tr><td>第Ⅰ区分</td><td>100 円未満</td><td>満額（上限の範囲内）</td><td>満額（上限の範囲内）</td></tr><tr><td>第Ⅱ区分</td><td>100 円以上～25,600 円未満</td><td>満額（上限の範囲内）</td><td>第Ⅰ区分の支給額の 2/3</td></tr><tr><td>第Ⅲ区分</td><td>25,600 円以上～51,300 円未満</td><td>満額（上限の範囲内）</td><td>第Ⅰ区分の支給額の 1/3</td></tr><tr><td>第Ⅳ区分</td><td>51,300 円以上～154,500 円未満</td><td>満額（上限の範囲内）</td><td>第Ⅰ区分の支給額の 1/4</td></tr><tr><td>多子世帯</td><td>154,500 円以上</td><td>満額（上限の範囲内）</td><td>なし</td></tr></table>	区分	減免額算定基準額	減免額	第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3	第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3	区分	減免額算定基準額	授業料等減免額	学資支給額	第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）	満額（上限の範囲内）	第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の 2/3	第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の 1/3	第Ⅳ区分	51,300 円以上～154,500 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の 1/4	多子世帯	154,500 円以上	満額（上限の範囲内）	なし
区分	減免額算定基準額	減免額																																			
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）																																			
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 2/3																																			
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	第Ⅰ区分の減免額の 1/3																																			
区分	減免額算定基準額	授業料等減免額	学資支給額																																		
第Ⅰ区分	100 円未満	満額（上限の範囲内）	満額（上限の範囲内）																																		
第Ⅱ区分	100 円以上～25,600 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の 2/3																																		
第Ⅲ区分	25,600 円以上～51,300 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の 1/3																																		
第Ⅳ区分	51,300 円以上～154,500 円未満	満額（上限の範囲内）	第Ⅰ区分の支給額の 1/4																																		
多子世帯	154,500 円以上	満額（上限の範囲内）	なし																																		

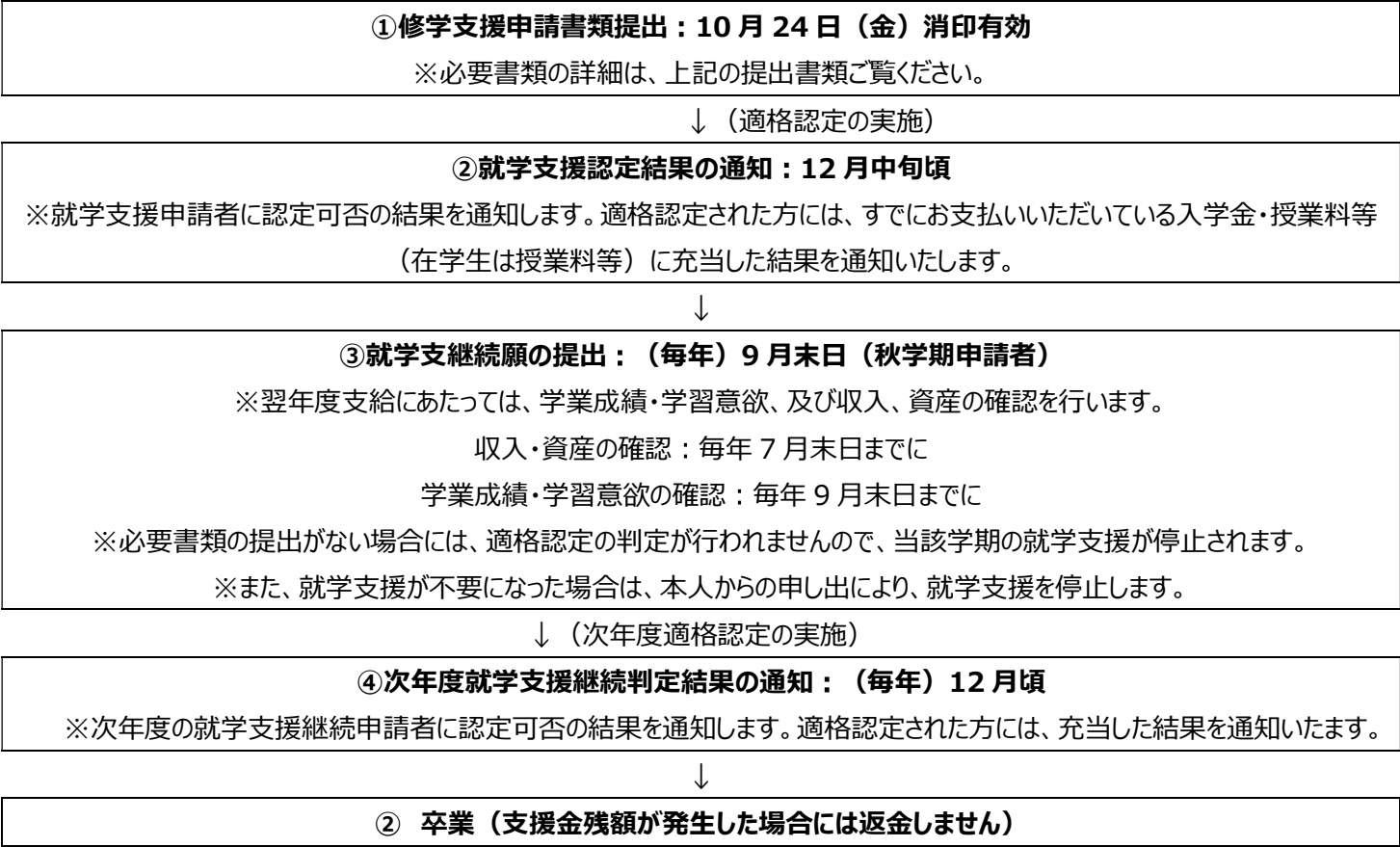
④資産	I～Ⅳ区分であって、多子世帯ではない場合は5,000万円未満であること。多子世帯の場合は3億円未満であること。ただし、多子世帯であっても、資産が5,000万円以上の場合、授業料等減免のみの支援となり、学資支給はしない。 資産は下表に掲げるものとする。 <table><tr><th>資産</th><th>資産の内容</th></tr><tr><td>現金</td><td>金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)</td></tr><tr><td>預貯金</td><td>普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)</td></tr><tr><td>有価証券</td><td>株式、国債、社債、地方債等</td></tr><tr><td>投資信託</td><td>—</td></tr><tr><td>貴金属等</td><td>投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。</td></tr></table>	資産	資産の内容	現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)	預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)	有価証券	株式、国債、社債、地方債等	投資信託	—	貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。
資産	資産の内容												
現金	金融機関に預入していない現金の蓄え (仮想通貨、電子マネー、郵便切手、収入印紙、小切手等を含む)												
預貯金	普通預金、定期預金等 ※ 貯蓄型の生命保険や学資保険等は含まない。(ただし、財形貯蓄や、満期・解約等により生じた満期保険金や解約返戻金等は資産として計上する。)												
有価証券	株式、国債、社債、地方債等												
投資信託	—												
貴金属等	投資用資産として保有する金・銀等(延べ棒) ※ 宝石(指輪等)は含まない。												
⑤国籍・在留資格等	下記①～④のいずれかに該当する方 ①日本国籍を有する方 ②「法定特別永住者」として本邦に在留する方 ③「永住者」、「日本人の配偶者等」又は「永住者の配偶者等」の在留資格をもって本邦に在留する方 ④在留資格が「定住者」であって、将来永住する意思がある方												

〈提出書類〉「様式」は巻末に添付されています。様式番号を確認の上、必要書類を記入してください。

入学区分等	提出書類
①令和7年度秋学期入学：1年次入学生 ②令和6年度以前秋学期入学：1年次からの入学生	（1）高等学校在学時に日本学生支援機構の予約採用を申請済みの方：下記①②を両方を提出してください。 ①日本学生支援機構から発行された「採用候補者決定通知」（大学提出用） ②「認定申請書」（様式1） （2）前号に該当しない、入学後1年を経過していない方：下記①～③すべてを提出してください。 ①「認定申請書」（様式1） ②高等学校における全履修科目（途中段階ではなく、卒業までの全ての成績における）の評定が確認できる「調査書」（出願時に提出済みの場合は不要）または、「学修計画書」（様式11） ③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」 （3）入学後1年以上を経過した方：下記①～③すべてを提出してください。 ①「認定申請書」（様式1） ②「学修計画書」（様式11） ③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」
③令和7年度秋学期入学：3年次編入学生 ④令和6年度以前秋学期入学：3年次編入学生	下記①～④すべてを提出してください。 ①「転学・編入学等に伴う授業料等減免の継続に関する申請書」（様式9） ②学生本人及び生計維持者の「所得証明書」

	③「授業料等減免の対象者の減免の状況に関する報告書」 (様式 10) (異動元の大学様等に記入してもらってください。) ④「学修計画書」(様式 11)
--	---

〈修学資金採用の流れ〉



〈支援を受けるにあたっての注意事項〉

- ①SEITOKU 奨学制度を利用して学業に励む方は、奨学生としての自覚をもって学業に励んでください。
- ②入学後、次のいずれかに該当する場合、就学支援の適用を取り消し【廃止】ます。
 - ・修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合
 - ・修得した単位数の合計数が標準単位数（2 頁☆参照）の 6 割以下の場合
 - ・履修科目のスクーリング授業への出席率、及び通信科目の単位修得率が 6 割以下であること、その他の学習意欲が著しく低い状況にあると認められる場合
 - ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当する場合（停止の区分に該当する場合を除く。）
- ③入学後、次に該当する場合、修学支援は【停止】します。
 - ・警告の区分に該当する学業成績に連続して該当すること（2 回目の警告が G P A 下位 4 分の 1 以下の基準のみに該当する場合に限る。また、連続して 3 回該当する場合を除く。）。
- ④入学後、次のいずれかに該当する場合、【警告】を行い、それを連続（年）で受けた場合には、就学支援の適用を【廃止】または【停止】します。
 - ・修得した単位数の合計数が標準単位数（2 頁☆参照）の 7 割以下の場合（②の「廃止」区分に該当する者を除く）
 - ・GPA が学科における下位 4 分の 1 の範囲に属する場合
 - ・履修科目のスクーリング授業への出席率、及び通信科目の単位修得率が 8 割以下であること、その他の学習意欲が低い状況にあると認められる場合（②の「廃止」区分に該当する者を除く）

※上記に該当する場合で、傷病・災害等のやむを得ない事由がある場合は、理由書を提出すること。
- ⑤就学支援を受けている学生が休学した場合、就学支援は停止します。また、就学支援を受けている学生が本人事由により退学した場合、年額で支給している学費給付金額から退学翌月以降分の給付金は返還いただきます。
- ⑥就学支援を受けている学生が、懲戒としての退学・停学又は戒告の処分を受けた場合には、当該処分の内容に応じて、下記の通り就学支援の取消

し又は停止を行います。

・退学、停学（3 月以上または期限の定めのないもの）：就学支援の取消

・停学（3 月未満のもの）、戒告：就学支援の停止

※就学支援を取り消すこととなる懲戒処分を受けた場合、当該処分日付で就学支援の取消を行います。この場合、当該処分日の属する学年の初日に遡って就学支援を取り消し、すでに減免及び学資給付金として充当を行った授業料等を徴収します。

※就学支援を停止することとなる懲戒処分を受けた場合、以下の通り就学支援を停止します。なお、懲戒処分による就学支援停止の期間は、就学支援の期間に通算されます。（延長はありません。）

1 カ月以上の停学処分の場合：当該停学期間の就学支援を停止

1 カ月未満の停学処分及び戒告処分の場合：当該処分日を始期として 1 月分の就学支援を停止

⑦就学支援を受けている学生が、退学を申し出た場合、修学支援は停止します。学費に充当しきれない支援金残高が生じた場合は返金しません。

⑧在留資格について：就学支援期間中に在留資格が満了する方について、在留期間が更新されているか、また、在留資格変更の有無の確認をいたします。要件を満たさなくなった場合には、就学支援を停止します。

⑨日本学生支援機構【給付】奨学金の給付を受けている方の本学就学支援制度との適用について：日本学生支援機構給付奨学金の給付を受けている方については、本学学資支給金から日本学生支援機構給付奨学金として給付されている額を差し引いた額を支給します。

⑩転籍学生の対応について：就学支援を受けている者が、通学課程から通信教育課程へ転籍した場合は、必要に応じてその時点で就学支援区分を見直します。該当学生は①「認定申請書」（様式 1 ）、②「学修計画書」（様式 11）③学生本人及び生計維持者の「所得証明書」を提出してください。

⑪家計の急変に伴う就学支援の申請について：予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前（家計急変後の収入に基づく市町村民税所得割の課税標準額等を基準とした支援が始まるまで）に緊急に就学支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認されれば、就学支援の対象とすることができます。（該当者は、本学就学支援細則第 25 条詳細にて確認いただきます。）

⑫虚偽申告について：申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合は、就学支援を打切るほか、それまでに支援を受けた額の全額をただちに返還いただきます。

〈支援額について〉各区分に該当する金額が減免・給付の支援額となります。

(大学)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分	30,000 円	110,000 円	51,000 円	191,000 円
第Ⅱ区分	20,000 円	73,400 円	34,000 円	127,400 円
第Ⅲ区分	10,000 円	36,700 円	17,000 円	63,700 円

(大学・多子世帯)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分(多子世帯)	30,000 円	110,000 円	51,000 円	191,000 円
第Ⅱ区分(多子世帯)			34,000 円	174,000 円
第Ⅲ区分(多子世帯)			17,000 円	157,000 円
第Ⅳ区分(多子世帯)			12,800 円	152,800 円
(多子世帯)			0 円	140,000 円

(短大)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分	30,000 円	94,000 円	51,000 円	175,000 円
第Ⅱ区分	20,000 円	62,700 円	34,000 円	116,700 円
第Ⅲ区分	10,000 円	31,400 円	17,000 円	58,400 円

(短大・多子世帯)

	①入学金減免	②授業料減免 (年額)	③学費給付 (年額)	減免・給付 総額
第Ⅰ区分(多子世帯)	30,000 円	94,000 円	51,000 円	175,000 円
第Ⅱ区分(多子世帯)			34,000 円	158,000 円
第Ⅲ区分(多子世帯)			17,000 円	141,000 円
第Ⅳ区分(多子世帯)			12,800 円	136,800 円
(多子世帯)			0 円	124,000 円

※入学金減免は、入学時のみの対象となります（３年次編入学生は、前大学等にて減免を受けていたら、本学では対象となりません。）。２年目も支援の対象となる方は、②授業料減免及び③学費給付が対象となります。

※就学支援を受けられる期間は１年次入学生は本学入学から４年間、３年次編入学生は本学入学から２年間となります。

※①入学金減免、及び②授業料減免・③学費給付の対象となる範囲・金額は次頁の通りとなります。【本学学費への充当】により、お支払いをさせていただきますため、ご本人様のお手元に届くものではございませんことを、ご注意願います。

(大学)

③その他の費用(円)	内 容	金 額	摘 要
	1. 面接授業（スクーリング）科目の受講料	1単位 6,000～8,000	※スクーリング科目は別途教材費が必要になる場合があります。 ※実験、実習科目など一部科目は1単位10,000円～13,000円となります。
	2. ピアノ試験受験料・レッスン受講料	1回 2,000	幼・小免、保育士取得希望者必修のピアノ試験・レッスンの費用です。

※1、2の費用は受験、受講申込時の納入となりますので、入学時には徴収されません。

(短大)

■納付金等について

①学費等

(単位：円)

項 目	正科生 1 年次		正科生 2 年次		正科生 3 年次		備 考
	入学時	後 期	入学時	後 期	入学時	後 期	
入 学 金	30,000	—	65,000	—	—	—	②授業料減免
授 業 料	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	47,000	
教育充実費	14,500	6,500	14,500	14,500	6,500	14,500	③学費給付
学力考査等 学習支援費	6,000	—	—	—	—	—	
小 計	97,500	53,500	126,500	61,500	53,500	61,500	
規定用品費	5,000	—	5,000	—	—	—	
研究補助経費	5,000	—	5,000	—	—	—	紀要閲覧、文献参照補助、質問 対応等
学 友 会 費	1,100	—	900	—	—	—	
同 窓 会 費	10,000	—	10,000	—	—	—	通信教育部卒業生の同窓会費 連合同窓会費含む
小 計	21,100	—	20,900	—	—	—	
学 習 管 理 費	12,000	—	12,000	12,000	—	12,000	通信科目の教材費、レポート用紙 費、科目終了試験受験料、学生 教育研究災害障害保険料・学研 災付帯賠償責任保険料
合 計	130,600	53,500	159,400	73,500	53,500	73,500	
年 額	184,100		正科生2年次合計 127,000 212,900		127,000 127,000		正科生 3年間合計 438,100円 2年次編入生 2年間合計 339,900円

入学時納付金は「入学許可証」と同時に送付される振込用紙を使用して、銀行、信用金庫からお振込みください。

●保育科1年次入学生（正科生）の費用概算【参考】

(単位：円)

課 程	①学費等	②課程履修費	③その他の費用			合 計
			スクーリング	聖徳教育 (卒業総合面接)	ピアノ試験	
卒業のみ	438,100	—	104,000	11,000~23,000	—	565,100
幼稚園免許		30,000	126,000		12,000	629,100
保育士		60,000	160,000		12,000	693,100
幼稚園免許+保育士		90,000	178,000		12,000	741,100
図書館司書		40,000	156,000		—	657,100

③その他の費用

③学費給付

スクーリング受講料のみ
が対象、ピアノ試験受験
料・レッスン受講料は対
象外

	金 額	備 考
1. 面接授業(スクーリング) 科目の受講料	1単位 6,000~8,000	※スクーリング科目は別途教材費が必要 ※実習科目など一部科目は1単位10,000円
2. ピアノ試験受験料・レッスン受講料	1回 2,000	幼児・保育士取得希望者必修のピアノ試験
3. 司書科目スクーリング受講料	1単位科目 10,000円 2単位科目 12,000円	
4. 「聖徳教育（卒業総合面接）」受講料	11,000~23,000	卒業予定者を対象に、学習の総仕上げとして2泊3日の卒業総合面接を受講していただきます。

※上記記載の学費・諸費等の金額は、学則の改定等に伴い、在学中に変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※入学から卒業までの費用概算は81頁をご覧ください。

【申請書類提出先】

〒271-8555 千葉県松戸市岩瀬 550 (5号館2階)

聖徳大学通信教育部(大学・短大) 修学支援担当 宛

お問合せ先：047-365-1200

学校法人東京聖徳学園修学支援認定申請書

聖徳大学・聖徳大学短期大学部 学長 川並 弘純 様

下記のとおり修学支援制度の申請をいたします。申請にあたっては、学生としての本分を達成することとはもとより、修学支援の趣旨を尊重し、規則等を遵守します。

令和 年 月 日

①申込者情報

本人	所 属	学部 学科 コース 年						
	学籍番号							
	氏 名	Ⓜ			生年月日	平成 年 月 日		
	現 住 所	〒(—)			電話番号	()		
					携帯電話	()		
人	奨 学 金 利用状況	日本学生支援機構奨学金の利用有無について、新入生は採用候補となっている奨学金、2 年生以上の学生は現在利用している奨学金を○で囲んでください。						
		第一種奨学金		第二種奨学金		給付奨学金		
	生活保護 の 有 無	いずれかを○で囲んでください。 受給している 受給していない						
生計維持者 1	氏 名	Ⓜ		生年月日 (和暦)	年 月 日		本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(—)			電話番号	()		
					携帯電話	()		
	勤 務 先				勤務先電話番号	()		
	障がいの 有 無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である						
生計維持者 2	氏 名	Ⓜ		生年月日 (和暦)	年 月 日		本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(—)			電話番号	()		
					携帯電話	()		
	勤 務 先				勤務先電話番号	()		
	障がいの 有 無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である						

2.社会的養護について

社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた学生は該当するものを○で囲んでください。

児童養護施設に入所

児童自立支援施設に入所

児童心理治療施設に入所

自立援助ホームに入所

里親に養育

ファミリーホームで養育

3.家族構成

申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（おもて面の生計維持者1）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

①就学者以外

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	障がいの有無

②就学者（本人を除く）

続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学形態	障がいの有無
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	

4.資産（該当するものがあれば記入）

預貯金 万円 有価証券 万円

現金 万円（金融機関に預入していない現金の蓄え）

貴金属等

5.家庭事情等、申請にあたり特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

学校法人東京聖徳学園修学支援
転学・編入学等に伴う授業料等減免の継続に関する申請書

聖徳大学・聖徳大学短期大学部 学長 川並 弘純 様

下記のとおり修学支援の申請をいたします。申請にあたっては、学生としての本分を達成することはもとより、修学支援の趣旨を尊重し、規則等を遵守します。

令和 年 月 日

①申請者情報

本人	所 属	学部 学科 コース 年				
	学籍番号					
	氏 名	Ⓜ		生年月日	平成 年 月 日	
	現 住 所	〒(—)		電話番号	()	
				携帯電話	()	
	前在籍校名					
	在籍期間	入学年月（西暦） 年 月		在籍していた最終年月（西暦） 年 月		
	生活保護の有無	いずれかを○で囲んでください。 受給している 受給していない				
	修学支援利用状況	前在籍校で受けていた修学支援で該当するものを○で囲んでください。 第Ⅰ区分 第Ⅱ区分 第Ⅲ区分				
	奨 学 金利用状況	日本学生支援機構奨学金の利用有無について、新入生は採用候補となっている奨学金、2 年生以上の学生は現在利用している奨学金を○で囲んでください。 第一種奨学金 第二種奨学金 給付奨学金				
生計維持者 1	氏 名	Ⓜ	生年月日 (和暦)	年 月 日	本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(—)		電話番号	()	
				携帯電話	()	
	勤 務 先			勤務先電話番号	()	
	障がいの有 無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である				
生計維持者 2	氏 名	Ⓜ	生年月日 (和暦)	年 月 日	本人との 続 柄	
	現 住 所	〒(—)		電話番号	()	
				携帯電話	()	
	勤 務 先			勤務先電話番号	()	
	障がいの有 無	該当するものを○で囲んでください。 障がい者でない 障がい者である 所得税法に定める特別の障がい者である				

2.社会的養護について

社会的養護を必要とする、あるいは高等学校等在籍時に必要としていた学生は該当するものを○で囲んでください。

児童養護施設に入所

児童自立支援施設に入所

児童心理治療施設に入所

自立援助ホームに入所

里親に養育

ファミリーホームで養育

3.家族構成

申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（おもて面の生計維持者1）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。

①就学者以外

続柄	氏名	年齢	現在の職業	勤務先	障がいの有無

②就学者（本人を除く）

続柄	氏名	年齢	学校名	学年	通学形態	障がいの有無
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	
					自宅・自宅外	

4.資産（該当するものがあれば記入）

預貯金 万円 有価証券 万円

現金 万円（金融機関に預入していない現金の蓄え）

貴金属等

5.家庭事情等、申請にあたり特に説明を要することがあれば具体的に記入してください。

大学等における修学の支援に関する法律による
授業料等減免の実績に関する報告書

年 月 日

聖徳大学長 殿

大学名：
学長名： 印

大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免について、本学における下記の者の授業料等減免の実施実績を報告します。

フリガナ		本学に入 学した年 度	令和 年 月
氏 名			
所属学部・ 学科等 (本学)		修業年限 (本学)	年
所属学部・ 学科等 (貴学)		貴学に転 学・編入学 した年度	令和 年 月

本学における授業料等減免の実績

授業料等減免対象者として認定した年月	令和 年 月		
授業料を減免した期間	令和 年 月 月～ 令和 年 月 (計 月間)		
入学金の減免	有 無		
授業料等減免対象者として認定の取消し	有 無	(認定取消しとなった年月) 令和 年 月	
授業料等減免対象者としての認定の効力の 停止	有 無	(認定効力停止となった年月) 令和 年 月～ 令和 年 月	
(認定の効力の停止が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択) ☐ 休学を認められた。(令和 年 月～令和 年 月(予定)) ☐ 停学(3月未満の期間のものに限る。)または訓告の処分を受けた。 ☐ 適格認定における収入額・資産額の判定の結果、授業料等減免対象者及び その生計維持者に係る直近の減免額算定基準額又は資産の合計額がそれぞれ 省令第十条第二項第三号イ又はロに定める額に該当しなくなった。 ☐ 日本国籍を有しておらず、支援対象となる在留資格等を有しなくなった。 ☐ 本学(本校)が定める日までに減免継続願を提出しなかった。 ☐ 本学(本校)が定める日までに〇〇〇〇〇〇の届出(提出)を行わなかった。			
直近の適格認定における学業成績の判定 を実施した年月	令和 年 月		
適格認定における学業成績の判定【警告】	有 無	(警告となった年月) 令和 年 月	
(学業成績の判定【警告】が「有」の場合のみ、その事由として該当するものを選択) 事由 ☐ 修得した単位数等の合計数が標準単位数の6割以下 ☐ GPA等が学部等における下位4分の1に該当 ☐ 学修意欲が著しく低い状況			

備考(特記事項)

学修計画書

(様式 11)

申請者 氏名	フリガナ			
学部・学科・学年	学部	学科	コース	年

1. 学修の目的（将来の展望を含む。）

現在在籍中の課程での学修の目的はどのようなものですか。次の（１）から（３）を参考にしつつ、その内容を記述してください。（200～400 文字程度）

- (1) 将来に就きたい職業（業種）があり、その職業（業種）に就くための知識の修得や資格を取得するため。
- (2) 興味のある学問分野や実践的領域があり、それらに関する知識を習得し、理解を深めるため。
- (3) 将来、社会人として自立するための基礎的な能力を身に付けるため。

[illegible]

2. 学修の計画

前述の学修の目的の実現のために、今までに何をどのように学び、また、今後、何をどのように学びたいと考えているかを記述してください。(200~400 文字程度)

